

令和 8 年度 健康課題解決型支援事業（助成金）  
健康課題解決型支援事業企画募集についての質問に対する回答

令和 8 年 5 月 1 2 日更新

---

## 質問 1

健康課題解決型支援事業において、自社が採択された場合、他社が採択された同事業に関わることは可能か。  
また、その 2 つの事業が同一の市町村内で実施される場合でも問題ないか。

## 回答 1

可能です。ただし、他社が申請した事業において、企画・判断や管理運営等の統括的、根幹的な業務を担う場合は、申請者と同等とみなされ、多重申請と判断される場合があります。  
また、異なる申請者（企業・団体）が、同一の行政機関と連携して事業を実施しても問題ありません。

---

## 質問 2

当法人では、大腸内視鏡検査を受けた女性を対象に、受診費用の一部を助成する事業を実施する予定です。助成要綱の別表 1 に記載されている「助成対象外経費」には、補助金（助成金やこれに類するものを含む）とありますが、個人への助成金も対象外となるのでしょうか。  
また、その場合、助成金以外の事業に関連する経費（例えば、啓発活動費や行政連携費など）は申請可能となるのでしょうか。

## 回答 2

個人への助成金も助成対象外経費となりますが、それ以外の経費で、助成対象事業の実施に必要で、要綱、応募要領、事務マニュアルで認められる経費については対象となります。ただし、申請者（企業・団体）の通常の事業活動に係る経費は対象外となります。

---

## 質問 3

当法人は、全県規模で事業を展開することを予定しており、個別の市町村単位ではなく、沖縄県全体との連携を前提に事業を実施する方向で進めています。そのため、沖縄県の健康長寿課へ連携協力を依頼したところ、利益相反の懸念があるとの理由で協力を断られました。

市町村単位での連携依頼は可能ですが、多くの自治体に依頼することになり、その結果、事業対象者が当該市町村民に限定される可能性が高いです。このような状況下で、どのように事業を進めるべきか、ご助言をいただけますでしょうか。具体的なアプローチ方法や、行政との協力に関する方針についてアドバイスをいただけると幸いです。

## 回答 3

連携先の調整等については、助成対象事業選定の公平さを保つため、助言・アドバイス等はできません。ただし、対象地域が広範囲であっても、沖縄県内で実施され、県民を対象とする事業であれば、連携する市町村が一つでも複数でも問題ありません。

---

#### 質問 4

備品（一品若しくは一組の取得価格 3 万円以上のもの）は対象外経費と  
のことだが、運動時に使う用具（ボールなどを想定）は複数個同じものを購  
入すると一組としてカウントするののか。

例: ボールが 1 つ 5,000 円のを 10 個購入することは可能かどうか。  
(全て経費になるのかどうか)

#### 回答 4

可能です。事業実施に必要で、1 品の取得価格が 3 万円を超えない場合  
は、助成対象の経費となります。

---

#### 質問 5

2 年目に申請する際に、助成率が 80%になるが、寄付金を受け取った場  
合についても収入としてカウントされるののか。

#### 回答 5

助成対象事業に対して寄付されたものについては収入となります。  
助成金の計算の例が事務マニュアルの P2 に掲載されているのでご参照く  
ださい。

---

## 質問 6

人件費について、時給で雇用契約を結ぶスタッフの場合、申請時には雇用契約書で時給がわかるためそちらの提出で問題ないか。

## 回答 6

問題ありません。

---

## 質問 7

WEB ページを制作した場合、次年度以降も助成団体が利用・活用していくことは問題ないのか。

## 回答 7

助成対象事業に特化した WEB ページであれば、製作費は助成対象経費となり、助成期間終了後の活用も問題ありません。

---

以上